

生活福祉資金貸付制度のご案内

※平成21年10月より内容が改正されました。

(埼玉県社会福祉協議会受託事業)

資金種類		貸付条件					
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人
1 総合支援資金		失業者等日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのため、継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯へ貸し付ける資金					
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内	12月以内	最終貸付日から6月以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ費用	40万円以内	—	貸付の日(生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内			
一時生活再建費	生活再建のため一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	—	—			
2 福祉資金		低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
福祉費		日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業、住宅の増改築、補修等、技能習得及びその期間中の生計維持費、障害者用自動車や福祉用具等の購入 ・ 負傷又は疾病の療養経費（健康保険の例による医療の自己負担額、移送経費、療養付随経費）やその療養期間中の生計維持費 ・ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計維持費 		580万円以内 ※貸付の内容によって限度額が異なります	—	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	据置期間経過後3年～20年以内 ※貸付の内容により異なります	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害後の臨時必要経費 ・ 冠婚葬祭費 ・ 住居の移転、給排水設備等の設置 ・ 就職、技能習得等の支度費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 							
緊急小口資金		次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費又は介護費の支払等の臨時の生活費 ・ 給与等の盗難、紛失の事由による生活費 ・ 火災等被災による生活費 ・ その他、これらと同等のやむを得ない事由 		10万円以内	—	貸付の日から2月以内	8月以内	無利子	不要
3 教育支援資金		低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校) 月35,000円以内 (高専) 月60,000円以内 (短大) 月60,000円以内 (大学) 月65,000円以内	—	卒業後6月以内	20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内	—	—	—	—	—
4 不動産担保型生活資金							
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の7割程度 月30万円以内	借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後3月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・ 居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割） ・ 貸付基本額の範囲内（生活扶助額の1.5倍以内）	—	—	—	—	不要